平成２２年（フ）第１８３３号
福岡市東区城浜団地56番503号
債務者　宮元富士子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２２号
福岡県うきは市吉井町清瀬92番地３
債務者　田島　幸貴
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３５号
北海道苫小牧市字沼ノ端668番地の10　ハイツまるいＮＯ111―101号
債務者　中村　忠久
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１７３号
北海道苫小牧市新中野町２丁目８番11号　セイント新中野203
債務者　松本　晋平
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１８６号
北海道苫小牧市日新町４丁目11番10―208号
債務者　光村　博行
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４０号
山形県新庄市大字萩野字赤坂359番地の２
債務者　井上　広美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第８４号
長野県諏訪郡原村16091番地２
債務者　篠原　千芳
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第４３９号
岐阜県関市大平台10番３号
債務者　藤田　博志
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４４５号
岐阜市石谷494番地
債務者　大野　勇児
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４４９号
岐阜市北一色３丁目９番16号
債務者　田中　洋輔
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４５０号
岐阜市北一色３丁目９番16号
債務者　田中　玲子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４５１号
岐阜県下呂市金山町大船渡692、外国人登録原票記載の居住地岐阜県下呂市金山町東沓部3498番地362
債務者　ダ　シルバ　ロベルバル　ロドリゲス
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２３号
徳島県美馬市脇町字曽江名507番地５
債務者　大村　久代（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第１４３号
福岡市東区西戸崎５丁目８番45―105号
債務者　臼井　　晃
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４６号
福島県相馬市北小泉字権現前47番地みどり荘207号
債務者　野沢いち子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第９０号
群馬県桐生市川内町５丁目658番地の１　県営ＨＣ255号
債務者　髙橋　利夫
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第９１号
群馬県桐生市元宿町６番15号
債務者　水野　壽代
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第７６４号
神戸市東灘区青木２丁目６番17―101号
債務者　大野　直子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部